

# 第174回

## 群馬県都市計画審議会

### 議事録

開催日時	平成27年6月17日(水)
	午前10時00分～午前12時00分
場 所	群馬県庁29階 第一特別会議室

## 第174回群馬県都市計画審議会

- 1 開催日時 平成27年6月17日(水) 午前10時00分～午前12時00分
- 2 場 所 群馬県庁29階 第一特別会議室
- 3 出席委員 丸山和貴、原田寛明、堀越恒弘、小林 享、  
越智繁雄(代理 信田啓貴)、末松広行(代理 對馬静雄)  
大手治之、井下泰伸、高橋正、井田泰彦
- 4 欠席委員 田中麻里、日垣由美、小山洋、貫井孝道、大川陽一
- 5 事務局幹事出席者  
都市計画課 中島課長、佐藤室長、富沢次長、大塚次長
- 6 議案
  - 第1号議案 新前橋駅前第三土地区画整理事業の事業計画に対する意見書について
  - 第2号議案 太田駅周辺土地区画整理事業の事業計画の変更に対する意見書について
  - 第3号議案 安中都市計画道路の変更(3・6・10号南北中央幹線ほか2路線)について
  - 第4号議案 高崎都市計画道路の変更(3・3・7号前橋長瀬線ほか1路線)について
  - 第5号議案 前橋都市計画道路の変更(3・4・22号大友町西通線)について
  - 第6号議案 吉岡都市計画道路の変更(3・3・2号大久保上野田線)について
  - 第7号議案 高崎市都市計画地域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について
- 7 議事概要 別紙のとおり

## 第174回群馬県都市計画審議会 議事概要

### 1 開会

(事務局)

お待たせいたしました。ただ今から、第174回群馬県都市計画審議会を開会いたします。

私は、群馬県都市計画課長の中島でございます。よろしくお願いいたします。

まず、委員の皆様の出席状況について御報告いたします。

本日、御出席をお願い致しました委員の皆様は、15名でございますが、現在10名出席されております。

従いまして、群馬県都市計画審議会条例第五条第一項の規定による「定足数二分の一以上」に達しておりますので、本会が成立していることを御報告申し上げます。

なお、今回の審議会は、お手元にお配りいたしました「次第」に沿って進めさせていただきたいと思っております。

それでは、委員の異動報告を行います。

(富沢次長)

お手元の群審報第106号をご覧ください。前回の審議会以降、6名の委員が変更となりました。まず市町村の長を代表する者として、神流町長であった宮前鍬十郎様が退任され、玉村町長の貫井孝道様が就任されました。また県議会の議員として、岩井均様、あべともよ様、高田勝浩様、金井康夫様が退任され、大手治様、井下泰伸様、高橋正様、井田泰彦様が就任されました。また、市町村の議会を代表する者として、高崎市議会議長であった柴田正夫様、石川徹様が退任され、太田市議会議長の大川陽一様が就任されました。以上でございます。

(中島課長)

それでは、開会にあたりまして、丸山会長からご挨拶をお願いします。

(丸山会長)

本日は、第174回群馬県都市計画審議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の議案は、お手元の次第のとおり、審議事項が7件でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

(事務局)

それでは、これより「議事」に入らせていただきます。丸山会長、よろしくお願いいたします。

(丸山会長)

議事の進め方でございますが、関連する議案については一括上程とさせていただきます。

ります。お手元の議事記載の議案のうち、今回上程されている議案のうち、第5号議案と第6号議案の2議案はそれぞれ関連する議案でございますので、一括上程といたします。よろしくお願いいたします。

議案の説明は幹事からいたします。御了承を願います。

議事に先立ち、議事録署名人2名を指名させていただきますので、御了承をお願い致します。原田委員と小林委員にお願いいたします。

次に、議案の審議に入ります前に、本日の議案審議の傍聴を認めるか否かについての御検討をお願いしたいと思います。事務局の説明を求めます。

(富沢次長)

本日上程の7議案のうち、第1号議案および第2号議案については、意見書の口頭意見陳述があるため、陳述人の個人情報保護する必要が生じて参ります。よって、今回の審議会につきましても、群馬県都市計画審議会議事運営規則第十二条に基づき、第1号議案と第2号議案の審議につきましても非公開とし、第3号議案の審議から公開とすることを提案させていただきます。

(丸山会長)

ただ今の説明のとおり、本日の議案については、第1号議案と第2号議案の審議につきましても非公開とし、第3号議案以降の審議から公開とするとの事務局からの提案でございます。

このことについて、御意見等はございますでしょうか。

(異議なしの声)

(丸山会長)

それでは本日の審議につきましても、第1号議案と第2号議案の審議につきましても非公開とし、第3号議案以降の審議から公開とします。

これから第1号議案と第2号議案の審議を行います。その前に、事務局からこれら議案の付議についての説明および口頭意見陳述の方法について御説明願います。

(富沢次長)

まずお手元の第174回群馬県都市計画審議会参考資料の1ページからの土地区画整理事法の条文を御覧ください。土地区画整理事法はその第一条の目的にありますとおり、土地区画整理事業に関する事項を定めた法律です。

2ページ目を御覧ください。土地区画整理事法第五十五条第二項において、土地区画整理事業計画に意見がある場合においては、県知事宛に意見書を提出することができる。また、同第三項に、県知事は意見書の提出があった場合においては、これを県の都市計画審議会に付議しなければならないとあります。今回、前橋市および太田市が行おうとしている土地区画整理事業に対して、この意見書の提出があったことから、この審議会に

おいて付議するものです。

続いて第四項を御覧ください。付議された意見書の扱いですが、県の都市計画審議会は、この意見書の内容を審査することとなっております。審査の結果、意見を採択すべきであると議決した場合には、市町村が定めようとする事業計画に対して必要な修正を加えることを求めることができますとしています。また、採択すべきでないと議決した場合には、その旨を意見書を提出した者に通知するとあります。

続いて、お手元の参考資料3ページにあります「行政不服審査法」の抜粋、および4ページにあります「群馬県都市計画審議会口頭意見陳述聴取規則」を御覧ください。

土地区画整理法第五十五条第五項では「意見書の内容の審査については、行政不服審査法中処分についての異議申立ての審理に関する規定を準用する。」とあり、行政不服審査法第二十五条には「審査請求人又は参加人の申立てがあつたときは、審査庁は、申立人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。」とあります。したがって意見書の提出者から事前に口頭により意見を陳述したいとの申し出に対しましては、4ページの群馬県都市計画審議会口頭意見陳述聴取規則第2条の規定によりまして、審査の前に「申立人からの口頭意見陳述を聴取する」こととなっております。

具体的に申しますと、まずは事務局から議案の説明がなされます。この時に、口頭意見陳述人の意見書と、これに対する事業施行者の見解書を配布します。この意見書と見解書は、個人情報に掲載されていることから、意見書の審議が終了した時点で回収いたします。あらかじめ御了承願います。

そして議案説明が終了した後、陳述人を入室させます。そして土地区画整理法の規定によりまして「事業計画についての意見」を述べていただきます。陳述時間は一人あたり10分以内で終了するよう、陳述人にあらかじめお願いしてあります。

また、陳述の内容についてですが、「事業計画についての意見」以外と判断される内容のものについては、原則として陳述を受けないものとなっております。これについても、陳述人にあらかじめお願いしてあります。

また質疑応答についてですが、今回の意見陳述は陳述人からの意見を聴取することが目的でございますので、審議会委員から陳述人への質問に関しましては、あくまで矛盾点や不明点を確認する程度に留めるよう御留意をお願いいたします。また、陳述人から委員へは質問はしないように事前をお願いしてありますので、その点も御留意をお願いいたします。

なお今回の第1号議案における意見書1の口頭意見陳述につきましては、陳述人の妻から参加要請があり、これに基づき陳述人の妻は「参加人」として同席いたします。これについては、土地区画整理法および行政不服審査法により制度として認められているものであります。よって、今回の口頭意見陳述においては、この参加人からも意見聴取をするものとし、意見書を提出した陳述人と同様の扱いをさせていただくことを御了承いただくようお願いいたします。

口頭意見陳述人の陳述が終了した後は、事業施行者である市の担当者を、議事運営規則第十一条に定める「委員、臨時委員及び専門委員以外の者」として入室させ、意見書に対する見解を陳述していただきます。こちらも概ね10分以内で終了するようあらかじめお願いしてあります。また、陳述人の時と同じように、事業施行者から意見書に対する見解

を聴取することが目的でございますので、審議会委員から事業施行者への質問に関しましては、あくまで矛盾点や不明点を確認する程度に留めるよう御留意をお願いいたします。

審議会委員の皆様には、これらの意見陳述を聴取していただいた上で、陳述人および事業者が退室した後、意見書を採択するか否かを審議していただきます。意見書を採択するということは、事業計画を修正すべきである、ということになります。また、逆に意見書を不採択にするということは、事業計画のとおり施行してよい、ということになります。

議案の採決はその議案について採択するのではなく、意見書の番号別に採択していただきます。意見書が採択されればその議案も採択、意見書が不採択となれば議案も不採択となります。

一つの議案について意見書が二通提出されている第1号議案につきましては、意見書が二つとも採択ならもちろんのこと、一つでも採択になれば議案は採択となりますので、その点をご了承いただきたいと思っております。

(丸山会長)

以上、事務局からの説明でしたが、このことについて、御意見・御質問等がございますでしょうか。

それではただいまの説明のとおり、進行させていただきます。委員の皆様につきましては、個人情報外部に流出することのないようご注意をお願いいたします。

議案の審査を行う前に、口頭意見陳述規則第2条に定める「口頭意見陳述を聴取する委員の指名」をさせていただきます。ここにいらっしゃる委員の皆さんを「口頭意見陳述を聴取する委員」に指名させていただきますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(丸山会長)

御異議ないものと認めます。それではただ今から、議案の審議を開始します。事務局は第1号議案および第2号議案に係る意見書および施行者の見解書の配布をお願いいたします。

第1号議案「前橋都市計画事業・新前橋駅前第三土地区画整理事業の事業計画において定めた設計の概要に対する意見書について」を上程いたします。まず最初に事務局から本議案の説明を求めます。

(佐藤室長)

それでは説明いたします。お手元の資料、議案書と審議会の添付図面、意見書、これらに沿って説明させていただきます。議案書を2枚めくっていただきまして、1ページですが、これが付議書になっています。意見書につきましては先ほど配布いたしましたものが意見書になっています。よろしくをお願いいたします。

それでは事務局から、「新前橋駅前第三土地区画整理事業の事業計画」について説明させていただきます。図面の1、ないしはパワーポイントを見ていただきまして、図面の中央付近、赤で着色してあります区間が新前橋駅前第三土地区画整理事業区域でございます。

東京館林方面からの玄関口でありまして、JR新前橋駅前から南へ約400メートルと徒歩圏内となっております。商業、業務機能や広域行政機能を集積いたしまして、国道17号や関越自動車道、前橋インターチェンジからも近いことから、県央部の交通結節点としての交通利便性の高い地域として、前橋都市計画マスタープランに位置づけられているところであります。

現在この区域におきましては、道路などの公共施設が不足していることから、地域の大部分が平面駐車場や資材置き場などの低・未利用地となっております。こうしたことからこの土地区画整理事業は、公共施設を整備し、低・未利用の状況から高度な土地利用への転換を促進し、前橋市の目指す地域として高度な都市機能や居住を誘導することで、街の活力や魅力を維持・向上するとともに、災害に強い、快適で利便性の高い、安全・安心な市街地の形成を目指しております。

図面2とパワーポイントをあわせて御覧ください。こちらが土地区画整理事業の全体の図面でございます。図面の右側が新前橋駅前第二土地区画整理事業、そして南側、下になりますけれども、これが都市計画道路、前橋南部大橋線に隣接してございます。

続きましてスクリーンを御覧ください。こちらが土地区画整理事業を拡大した図面でございます。地域中央、東西に走ります土地区画道路12号、赤く着色してありますが、地域の西側、図面の左側、ここを走る区画道路10・5号線の2本を中心といたしまして、区画道路が14本、配置されまして、地域の北には公園が計画されている、このような状況でございます。

以上が新前橋駅前第三土地区画整理事業の概要でございます。当事業につきましては、昭和33年3月18日に都市計画決定されておりました。今回土地区画整理事業の事業化に向けて事業計画を縦覧したところ、意見書が出されたということでございます。意見書が出された箇所については図面の左下でございます緑の着色の部分ですが、この該当箇所①②として示してあります。以上でございます。

(丸山会長)

それでは本議案につきまして、口頭意見陳述聴取を始めます。本議案については意見書が2通提出されております。これらの意見書の採択についてですが、陳述人等の意見陳述をまず先に行い、事業者である前橋市の意見を聴取した後に、それぞれの意見書ごとに採択を行いたいと思います。

まず意見書1の陳述人、それから参加人をお呼びいたします。事務局は陳述人および参加人の入場をお願いいたします。

(陳述人・A氏／参加人・B氏 入場・着席)

(丸山会長)

それでは、新前橋駅前第三土地区画整理事業の事業計画に対する口頭意見陳述を陳述人であるAさんから行っていただきます。まず最初に、お名前とご職業をお聞かせ願います。

(陳述人・A氏)

職業はもう引退しまして、前は××に勤めておりましたけれども、今は特に職業はないです。

(丸山会長)

意見の陳述にあたりましては、別途事務局から説明がありましたとおり、お願いいたします。それでは陳述を10分以内で行ってください。時間厳守でお願いします。それではお願いいたします。

(陳述人・A氏)

区画整理の件ですが、私は実家は××なんですけれども、農家なものですから土地をもらって新宅に出たものです。当初の市の計画では6メートル道路はずっとうちの敷地の南側を通って隣の境のところを伸びておまして隣の家にはいつていたのですが、第二段階の計画を見ますと、屋敷の南側を5～6メートル入ったところをずっと横に曲がって息子の家を建てる予定の、退職金で買った地所のところへ道路がつかかって、そこがほとんど取られてしまうということで、それからその地所はその赤い地図を御覧になればわかるとおり、10.5メートルの道ができるわけなんです。10.5メートルというのは、道路が8メートルで、その南側に歩道が2.5メートル付くので、合計10.5メートルになるんですけども、その道路でその、76坪買ったんですけども、そこが取られて、今度は6メートル道路がまるっきりうちのところへ走っているわけなんで、できたらうちの南側をずっとまっすぐ通り越して、そこで曲がって、うちの買った76坪の土地を全部取るんじゃないかと家が建たなくなっちゃうということで非常に困っております。まあ、悩みの種になっております。そういうことで御理解を頂ければと思うんです。

それから、これからは収入もないし、そういうことを考えると、その宅地の中にアパートを建てようかなと思っているんですけども、当初の計画で南側に6メートルの道路をまっすぐ付けていただければいいんですけども、これが途中から曲がっていてですね、うちの屋敷のど真ん中をこうに、この地図だとよくわからないんですけども、ど真ん中を走ってですね、今度は新しく息子の土地を買った76坪のところを全部、この6メートル道路が走っているわけです。そうするとうちの土地はほとんど取られてしまうわけで、非常に困っているんですけども、まあ、悩みの種になっているわけです。御理解をいただいて検討していただければと思います。

それから、特に区画整理のところをみると、だいたい6メートル道路がどこの屋敷でも一本通っているだけで、屋敷のど真ん中を通るところは、そういう家はないんですよ。屋敷の中に道路が一本通っているだけで、あとはほとんど屋敷のど真ん中を横切って新しく買ったところも道路が横切っているようなことはほとんどないんで、是非御理解を頂いて、御審議をいただければと思うんですが、よろしくお願いいたします。

(丸山会長)

ありがとうございます。以上で、Aさんの口頭意見陳述を終了します。続きまして、参加人、Bさんの意見を聴取いたします。最初に、お名前とご職業をお聞かせ願います。



(参加人・B氏)

Bと申します。職業は、いまは辞めて、無職です。

(丸山会長)

意見の陳述にあたりましては、別途事務局から説明がありましたとおり、お願いいたします。それでは、Aさんの先ほどの陳述について、補足等がありましたら10分以内で陳述を行ってください。時間厳守でお願いします。

(参加人・B氏)

最初の計画はうちの前のまっすぐ通っていたのですが、それですうちの近くが広い道路になっておりまして交通渋滞になるというおそれがあるんで曲げたと思うんですね。ところが全部うちの土地なんです。それをできたらうちの前のところ、3メートル3メートルの道路にして作っていただけたらありがたいなと思っております。

それから、この地図だとよくわかりませんが、この道が曲がっているんですね。曲がっているからこんなふうになったんだと思うんですけども、最初はこれがまっすぐだったんです。それでうちの土地を全部取ってしまうのはちょっとと思いました。それから、ですからうちは南側の道からも取られ、畑からも取られ、子どもの家を建てようとおもっていた土地が3箇所から、全部うちの土地から道になっているんですね、曲がっているところが。それをなんとか検討していただきたいと思います。

それから、いいところを取ってやるよというんですが、後ろも三角になるし、右はほんの少ししかない。左の方かなと思いますけども、前橋の市役所の区画整理課にいて、何回もお話ししました。お話しはよく聞いてくださるんですが、こういうことをしましょう、ああいうことをしましょうということではなくて、曲げたときにもうちには一言もなかったんです。区画整理というものはそういうものなんでしょうか。大きな役所で決めたことをそのまま地図に書いて、多分見にはきていらっしゃると思うんですが、一言、お宅のところは混雑するので、こう曲げたいと思いますということを一言言ってほしかったんですけども。何回も私は市役所で話を聞いてきましたけれど、なかなか・・・。

以上で終わります。よろしくお願いいたします。

(丸山会長)

以上で、Bさんの意見陳述を終了します。

それでは、ただいまの口頭意見陳述に関しまして、ご質問があればお願いします。

(井田委員)

お伺いいたしますけれども、当初の計画通りいった場合、左右で分断されることはあるんですか。

(陳述人・A氏)

そのとおりなんです。屋敷が分断されちゃうんです。だから屋敷のど真ん中、この地図

じゃよくわからないんだけど、こういうふうに曲がっていて、息子の土地76坪を買ったんですけども、ここへつつかけて、ここのところをみんな、6メートル道路が全部入っちゃって、うちの土地が全部6メートル道路。できたら隣の家から3メートル取って、うちの76坪買ったところからも3メートルとって、それで6メートル道路にしてくれないかくらいのことを、市役所の区画整理課でしたんですけども、笑いながら聞いていて、なんの返答もないんですけども。区画整理というのはそういう疑問が出た場合に、じゃあこれはこんな風に相談してみましようとかそういう対応はほとんどないし、うちの方にも一言も相談がなく屋敷のど真ん中を、今委員の方が言われたように両方に分かれちゃっている。実際はかなり右側と左側が分かれているんで、もうあれだっていうとアパートも入らないし、屋敷がつかいものにならない。だからできたら、6メートル道路は南側の、南側でも北側でも、北側っていうのはないんだけど、南側のところを当初の計画通り作ってもらえればいろいろ利用価値があるし、アパートも建てられるし、そういった面で、是非審議会の委員の皆様によろしくお願ひしたいと思うんですけども。

(井田委員)

あとで市の方の見解もお伺いしますけれども、新たに建て替えとかそういうのがあるのかなと思うんですけども、それでも左右に分断された場合に、狭すぎて使えないと……。どのくらいの広さなんですか。

(陳述人・A氏)

南側に三角のところが残ってこっち側にも。今のアパートは長く作るのが安くできるという、まあ予算の話なんですけど、分断されちゃうと狭くなっちゃうんで、できたら道路は南側にまっすぐ作っていただけるとありがたいんですけど。

(井田委員)

わかりました。

(丸山会長)

他にはございますか。

(特になし)

(丸山会長)

それではAさん、Bさん、ありがとうございました。御退室をお願いします。

(陳述人・A氏)

よろしくお願ひいたします。お世話になりました。

(陳述人・A氏／参加人・B氏 退室)

(丸山会長)

それでは続いて意見書2の陳述人をお呼びいたします。事務局は陳述人の入場をお願いいたします。

(陳述人・C氏 入場・着席)

(丸山会長)

それでは、新前橋駅前第三土地区画整理事業の事業計画に対する口頭意見陳述を行っていただきます。まず最初に、お名前とご職業をお聞かせ願います。

(陳述人・C氏)

Cです。有限会社Dの代表取締役です。

(丸山会長)

陳述にあたりましては、別途事務局から説明がありましたとおり、お願いいたします。それでは陳述を10分以内で行ってください。時間厳守でお願いします。

(陳述人・C氏)

私は、××町××番地の土地所有者、Eの長男です。有限会社Dというのは、父の名義の土地及び建物を管理する仕事をしております。今現在、E名義でアパートが6棟ございます。そのうちの4棟が築40年前後ということで、改修とか、建て替えの問題がまずあります。法人の名義のアパートもありますので、法人というのはDですが、それとE名義の6棟をあわせると、全部で7棟ございます。またテナントも、コンビニとインターネット喫茶、および荷物の配送業の建物と、3棟ございます。したがって、私どもに取りまして賃貸業というのはかなり重要な収入、および生活をする基盤になっております。

その状態で今回の計画が実施された場合、きわめて不利益を被ってしまうということで、意見書を提出させていただきました。

まず、現状として、計画の図案、委員の方はお持ちと思いますが、その中で計画では物置の上を道が作られるという計画になっております。なおかつ現在の状態では家屋の横に道路ができて、台所の横に道路が通ることになります。私そのものは今まで結婚したことがないのですが、父が8×歳、母が8×歳で、私は6×歳です。つまり高齢者3人が住んでいてその横に道路ができるということで、家屋を移さないといけない、そういうことが考えられます。今現在、物置では、2つの物置は何に使っているかというと、滞納者が夜逃げして、家財の置き場所がない、それを置く。それから賃貸物件の工事用の備品、およびメンテナンス関係の備品、こういったものを置いております。駐車場は今7～8台が止められる状態になっておりますけれども、それはなんのために置いてあるかというと、契約とか工事の打ち合わせの来訪者が停めるための駐車場、および工事車両が工事するときに、今現在も改修していますけれども、工事現場に全部の車を停めることができないものですから、そういう時に一時的にこの駐車場に停めるしかない、ということで、物置と駐車場はかなり、賃貸業にとって重要な意味を持っております。

したがって、計画が実施されてしまいますと、少なくとも物置か駐車場、それから家庭菜園ですけども、そのうちの一つしか残せない。そうすると現在の土地の利用がまったく成り立たなくなってしまう。例えば、道路が実施されるとどうなるかという、物置が2つはまず無理で、そうすると物置に置いてあったものを置くためにどこか別に借りなければいけない。そうすると当然出費が出るし、駐車場を別に借りるとすればまた出費がある。従って年間で考えると、試算してみると、数十万から百万単位で、支出が増えます。道路計画が実施されますとね。そうするとただでさえ、築40年前後の建物が4つもあるなかでこれ以上コストが増えるというのは、賃貸業そのものの経営が成り立たなくなる、というのがございます。築年数が古い建物というのは、毎年のように工事がありますので、ほとんど工事が無い年がない、そういう今までの御説明した事情で考えますと、今回の××号線の計画というのは、土地の利用を結果的に制限してしまう、ということで、土地区画整理法の本来の趣旨を離れてしまうのではないかと。

また県民の状況で考えてみましても、北側の所有者の場合は、今まで道路がなかったので、東西方向に道路ができることで道路に面することになり、メリットがあると思うのですが、南北に道路を作っても、つまりこの道路ですが、あまり利益というか、あまり意味がないように思います。東側の所有者の場合ですけども、既に大きな道路に面していますから、新しい××号線の必要性がございません。また東側の所有者については境界について問題がありまして、というのは川が東側でございますが、公図と現状が異なっております。つまり私どもの土地の方にへこんでいる状態になっておりまして、だからそういう境界の紛争も実際にあるんで、かなり問題を抱えているという状態であります。

また、西側の土地の所有者の場合ですけども、この所有者はアパートと駐車場としてアパートの所有者と別におります。そういう状態の中で、換地として提供する土地が出てくると、こちらの賃貸業が成り立たなくなる。したがって、今回の道路について、廃止するか、もしくは別のところに道路を作るか、どちらかではないかと思えます。

私個人の考えとしては水資源の西側あたりの方がよいかと思えます。というのは、あのあたりはほとんどが駐車場ですから、大きな影響がない。私どもの土地の2つ東側に問屋のスーパーがありますけれども、問屋のスーパーに道路を作れというのはまず無理ですね。ただそれと同じ事が、今回の道路計画では、起きる可能性があるということです。問屋のスーパーの建物を壊して道路を作ることになれば、それはどこかに移っていかねばならない。経営そのものが成り立たなくなります。それはうちの場合も同じなんですね。道路を作ってしまうと、先ほど申し上げましたとおり、賃貸業そのものが成り立たなくなってしまうわけです。物件数がアパート1軒2軒の話じゃないんで、アパートが法人個人あわせますと7棟、テナントが3棟。当然その管理とか、工事、そういったもので常時物置、駐車場を使い続けなければならない。

以上をもって私の陳述は終わりますが、御判断の参考にしていただければ幸いです。

(丸山会長)

以上で、Cさんの意見陳述を終了します。それでは、ただいまの口頭意見陳述に関しまして、ご質問があればお願いします。

(意見なし)

(丸山会長)

以上で、Cさんの口頭意見陳述を終了します。Cさん、ありがとうございました。御退室をお願いします。

(陳述人・C氏)

どうもありがとうございました。

(陳述人・C氏 退室)

(丸山会長)

続いて、本議案につきまして、事業者である前橋市の意見および対応等を説明願います。事務局は前橋市の担当者の入場をお願いいたします。

(前橋市市街地整備課事業担当者 入場・着席)

(丸山会長)

それでは、新前橋駅前第三土地区画整理事業の事業計画に対して出された意見書に対する意見および対応等を説明していただきます。まず最初に、所属とお名前をお聞かせ願います。

(前橋市市街地整備課・吉橋課長)

前橋市市街地整備課長、吉橋と申します。よろしくお願いたします。

(丸山会長)

陳述にあたりましては、別途事務局から説明がありましたとおり、お願いたします。それでは十分以内で説明を行ってください。時間厳守でお願いします。

(前橋市市街地整備課・吉橋課長)

それでは区画整理施行者といたしまして、意見書に対する見解について述べさせていただきます。

まずはじめに、事務局が御説明いたしました説明と一部重複する部分もございしますが、新前橋駅前第三土地区画整理事業について、簡単に触れさせていただきます。

説明資料の表紙を一枚めくって頂き、資料1の航空写真を御覧ください。この航空写真の赤の実線で囲まれた約6.6ヘクタールが、新前橋駅前第三土地区画整理事業の事業区域となります。当該区域の大部分が平面駐車場や資材置き場などの、低・未利用な土地利用の状況となっております。こうしたことから、土地区画整理事業を実施することにより、街の活力や魅力の向上、さらに災害に強く、安全で安心なまちづくりを計画しております。

それでは意見書1に対する、前橋市の見解について説明させていただきます。次のページの資料2の意見書1の説明図を御覧ください。

まず意見書1の一点目の御意見は、区画道路6・×号が、所有地を斜めに横切っている、当該地にアパートの建築を予定していることから、土地利用が著しく低くなってしまふ、また、息子の家を建築する予定で購入した敷地が、この区画道路6・×号にされることは困る、このことから、所有地にあたらないよう、当該区画道路の線形変更を希望する、といった趣旨の内容についてでございますが、この資料2では、青色の太線で囲まれた箇所が、意見書1の該当地でございます。赤色の太い点線で囲まれた区画道路6・×号は、図面右側のグレーで着色されている新前橋駅前第二土地区画整理事業によって整理された道路を、今回事業化を予定されております新前橋駅前第三地区へ、連続して西側へ延長し、また地区南側に隣接する都市計画道路南部大橋線と、赤色で着色されております地区中央部にあらたに計画する区画道路××号の、おおむね中間に位置することを考慮して、道路の線形を計画したものでございます。また、区画道路6・×号の、赤い円で囲った交差点部は、交通の安全性を考慮し、できるだけ直角に近い角度で交差するよう、群馬県公安委員会と協議を重ねて決定しております。意見書にありますとおり道路の線形を変更することは、交差点形状を変化させ、通行人や通過車両の安全性を著しく低下させることになるため、線形の変更は極めて困難であると考えます。

また、この道路が所有地を横切ること、アパートや息子さんの自宅の建築といった従来計画していた土地利用ができなくなってしまうのではないかと心配されている点についてですが、ここで区画整理の仕組みについて説明させていただきますので、次のページの資料3の土地区画整理事業の仕組み（イメージ図）を御覧ください。

区画整理事業の流れを矢印に沿って簡単に御説明いたします。まず左上の①ですが、これが区画整理の施行前の状況です。灰色で着色されたところが現況の道路です。これに②の赤い点線のような道路を計画することとします。すると③のようにこの道路計画に合わせ、それぞれの宅地を再配置します。ここで建物が道路と当たってしまうaさん、bさん、dさん、道路に当たらないcさん、eさん、fさんという状況になりますが、次の④のとおり、道路に当たる当たらないに関係なく、皆さん新たに配置された宅地にあわせ、赤色の矢印のとおり建物を移転してもらいます。最後に、⑤のとおり道路が新しく整備されることによって、一番下の敷地のgさんやhさんのように、新たな建物の建築も可能になります。

このように区画整理事業は、皆さんの土地が道路や公園に当たる当たらないにかかわらず、大きな建物以外ほとんどの建物は宅地の再配置により移動してもらいます。

次のページの資料4の、意見書1の説明図（宅地の再配置イメージ図）を御覧ください。この図の左側の青色に塗られた範囲が、意見書1の提出者の現在地であります。道路事業のように用地買収方式ですと、道路に当たった部分が土地買収や建物移転等の対象になるわけですが、恐れ入りますが左側の建物の再配置イメージ図を御覧ください。この図の青い点線で囲まれた区画のように、新たに整備される道路にあわせ、公平に宅地を再配置するため、本事業によって土地利用が著しく低下するわけではありません。ただし減歩により土地面積の減少はございます。以上が意見書1の一点目の意見に対する見解です。

次に意見書1の二点目に対する意見であります。前橋市から個人的な説明もなく所有地

の中に斜めに区画道路6・×号を計画された、についてですが、本事業に係る説明会は、現地権者を対象に合計4回開催しており、当該意見書提出者は4回とも説明会に出席しております。また平成25年度以降市役所に7回来庁しており、その都度、課長や担当係長が対応し、当該道路の線形や、宅地の再配置について具体的な説明を行いきる限り丁寧に対応しましたが、御理解を得られず、本日に至ったのであります。以上が意見書1に対する前橋市の見解です。

それでは意見書2に対する、前橋市の見解を説明させていただきます。次のページ、資料5の意見書2の説明図を御覧ください。意見書2の御意見は、現在の敷地を家屋と建物、駐車場として利用している、土地区画道路6・××号が当該地に計画整備されることにより、事実上家屋の敷地のみとなり、現状と同様の土地利用ができず、土地利用が著しく低下する、そのため駐車場を他に借りることが必要になるため、事業に大きな影響が生じる、このことから当該土地区画道路6・××号の計画廃止、または場所の移動を希望する、という内容でございます。

この図面では左下の、緑色の太線で囲まれた箇所が、意見書2の提出者の該当地でございます。意見書2で御指摘のありました土地区画道路6・××号は、赤色の点線で囲まれた道路でございます。次のページ、資料6の意見書2の説明図(宅地の再配置イメージ図)を御覧ください。左側の図は現況の宅地と、計画されている区画道路6・××号を表していますが、右側の再配置後のイメージ図を御覧ください。区画道路6・××号は、当該地周辺のほぼ土地利用の現況を勘案し、緑と黒の点線のように、再配置する全ての宅地が、整地後も当該道路に接するよう、道路を計画しております。全ての宅地が道路に接することで、宅地利用の増進が図られ、また、事業所、宅地などの効果的な配置が図られ、住民の利便性が向上するなど、総合的な観点からこの位置に当該区画道路を配置したわけであり、このため、当該道路の計画廃止や場所の変更をすることは、住民の利便性を低下させるだけではなく、土地利用計画全体に大きな影響を与えるため、困難なものと考えます。なお、当該道路により土地利用が著しく低下するという御意見につきましては、先ほども御説明いたしましたとおり、区画整理事業は道路にあたった部分を用地買収するのは違い、右側の図のとおり新たに計画される区画道路6・××号にあわせ宅地を再配置するため、土地利用が著しく低下することはないと考えます。以上が意見書2に対する前橋市の見解です。

今後も土地区画整理事業の仕組みにつきましては、地権者の理解が得られるよう丁寧な対応に努めていく考えでございますが、この新前橋駅前第三地区につきましては、本市の人口減少社会を見据えた持続可能なまちづくりにおいて、拠点的市街地としての基盤整備と都市機能の強化を目指す、本市としても大変重要な事業でございます。委員の皆様のお理解をお願いいたしまして、意見書に対する前橋市の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

(丸山会長)

以上で、前橋市の説明を終了します。

それでは、ただいまの説明に関しまして、ご質問があればお願いします。

(井下委員)

換地後のイメージについてですが、これについては説明されているんですね。

(前橋市市街地整備課・吉橋課長)

これについては事業の仕組みとあわせて、換地後はこうなりますというものですが、換地の原案そのものができてないものですから、一般的にはこうなりますという説明はさせていただいております。この事業ですとこういう風な形になりますという説明はさせていただいております。

(大手委員)

同じような意見だったんですが、どこにできるから、自分の土地がどこに残るから、使い物にならないということはないわけですよね。再配置するわけですから。

(前橋市市街地整備課・吉橋課長)

この図のように道路ができて、今の土地がこのように、いわば平行移動するような形で。ただ先ほども言いましたが、面積的には減歩というのがありますので減りますけれども、ただ利用勝手はよくなるというような説明はさせていただいています。

(大手委員)

減歩はどのくらいなんですか。

(前橋市市街地整備課・吉橋課長)

平均で25パーセントです。

(大手委員)

25パーセント。

(前橋市市街地整備課・吉橋課長)

はい。

(大手委員)

総面積はいくつあるんですか。

(前橋市市街地整備課・吉橋課長)

この地区につきましては6.6ヘクタールです。

(大手委員)

25パーセント減歩されて、道路なり公園なりに。

(前橋市市街地整備課・吉橋課長)



はい。あとは保留地等にあてられます。

(大手委員)

あとは区画を再配置するのでしょうか。換地するわけですね。

(前橋市市街地整備課・吉橋課長)

はい。

(大手委員)

はい、わかりました。

(井田委員)

先ほど話をお伺いしたら、御理解がすすんでないなと感じたんですよ。それについて、今後土地の交渉するにしても、すごく困難になってしまうと思うので、もっと具体的なイメージが湧くものについて説明するという考えはあるのでしょうか。すごく変な質問ですけど。

(前橋市市街地整備課・吉橋課長)

はい。今後の予定といたしまして、事業認可をさせて頂き、その後仮換地原案を提示させて頂きます。それによって自分の土地がどうなるかということについてわかりますので、その時点において、今のことも含めてなのですが、御説明させて頂いて。前橋市の場合にはそれぞれの換地がどうなるかということを所有者さんとよく調整して進めていきますので、その中でしっかりやっていきたいと思っています。

(丸山会長)

それではこのへんでよろしいでしょうか。

以上で、前橋市の担当者の説明を終了します。ありがとうございました。御退室をお願いします。

(前橋市市街地整備課・吉橋課長)

ありがとうございました。失礼いたします。

(前橋市市街地整備課担当者 退室)

(丸山会長)

これから審議に移ります。ただ今の口頭意見陳述人・参考人並びに市当局の説明をもとに、本議案の御審議をお願いいたしたいと思います。

(大手委員)

先ほど意見を述べたんですけども、買収みたいなやり方をしているのかなと思ったんで

すけども、先ほど市の意見を聞きますと、減歩25パーセントはありますけれども、残った土地は区画できちんと分けるというそんな話です。ですから、道路ができたから土地が残って、自分ちで使うんだというそういう話とは違うと思うんで。まあ市の説明は区画整理の基本だと思うんですが、これで進めていくんでいいのかなと思いました。

(堀越委員)

減歩25パーセントというのは市内における同種の事業と比べてどうなんですか。

(中島課長)

今回の場合ですとほとんど道路とかありませんので、25パーセントくらいであれば、市街地であればいいと思います。

(堀越委員)

低い。

(中島課長)

いや、むしろ27パーセントくらいかと。25パーセントであれば市街地であれば他と同じくらい。道路等がいっぱいあるところについては、道路が宅地利用されているところについては、減歩率はもっと下がりますけれども、この場合はあまり宅地としての利用がありませんので、減歩率としては妥当というのではありませんが、他の事例と比べて高いと言うことはありませんと思います。

(大手委員)

こういう事業はちょっとわからないんですけども、減歩や移転等があるときに個人負担はないんですよね。

(中島課長)

減歩されますんで、減歩された分を公共事業に充てたり、保留地を売却したりして、減歩される以外についてはそのお金を使って補償しますので。負担的には減歩だけが一般的です。

(大手委員)

わかりました。

(丸山会長)

それでは、裁決に移ります。番号1の意見書については、不採用として採択しないことと致しますか。

(「不採択」の声あり)

(丸山会長)

それではこの意見書については不採択とすることと決定致します。

次に、番号2の意見書については、同様でございますがこれもどうでしょう。

(「不採択」の声あり)

(丸山会長)

それでは意見書2についても不採択とさせていただきます。よって第1号議案につきましては不採択とさせていただきます。

(丸山会長)

続いて第2号議案「太田都市計画事業・太田駅周辺土地区画整理事業の事業計画において定めた設計の概要に対する意見書について」を上程いたします。事務局から説明を求めます。

(佐藤室長)

それでは御説明させていただきます。まず資料の確認ですが、付議内容につきましては議案書の2ページということで、また意見書につきましてはお手元の資料の意見書3ということで15ページから19ページを御覧ください。それでは「太田都市計画事業・太田駅周辺土地区画整理事業」の概要について説明させていただきます。

お手元の議案書またはスクリーンを御覧ください。赤い線で囲まれた部分が、「太田都市計画事業・太田駅周辺土地区画整理事業」となります。当該事業につきましては、太田市の顔としてふさわしい地域の創出を目指しまして、平成6年1月11日付で都市計画決定済みでございまして、平成8年度から事業に着手しております。当該事業につきましては、青の線で示したところですが、東武伊勢崎線の太田駅、丸く着色したところがございまして、その北側の区域となっております。関連する事業としまして、太田駅連立立体交差事業など、一体となって事業を進めておりまして、平成18年度には東武鉄道の高架化、太田駅舎の改修、南北自由通路開通などの連立立体交差事業を完了いたしまして、これまで分断されておりました太田駅周辺の一体化が進んでいるところでございます。その後平成21年度には太田駅北駅前広場の整備が完了しております。

この土地区画整理事業につきましては、平成26年度末の進捗状況が19パーセントということで、お手元の資料の図面番号4ですが、区画整理事業全体の設計となっております。今回の事業計画、第5回の変更ですが、変更点は大きく2点ございまして、まず一点は図面で大きく示しました左側部分になるのですが、一級河川の八瀬川が流れておりましてその線形変更をするということと、二点目が事業期間の延長ということで、平成32年度完成予定を5年延長ということで、平成37年度完成としております。

以上が「太田駅周辺土地区画整理事業」の概要でございまして、今回提出されました意見書の内容の一つに、一級河川八瀬川の線形変更に関するものがありまして、これについてはスクリーンを見て頂いて、この八瀬川の線形変更前と後ということで、上の図面が今の設計でしてこれを下の図面のように変更してということ。赤く丸く点線で囲い

ました区間が、八瀬川の変更について今回の縦覧において意見が出されているという状況でございます。

以上でございます。

(丸山会長)

それでは本議案につきまして、意見陳述を始めます。本議案については意見書が1通提出されております。事務局は陳述人の入場をお願いいたします。

(陳述人・F氏 入場・着席)

(丸山会長)

それでは、太田駅周辺土地区画整理事業の事業計画の変更に対する口頭意見陳述を行っていただきます。まず最初に、お名前とご職業をお聞かせ願います。

(陳述人・F氏)

太田のFと申します。

(丸山会長)

ご職業は。

(陳述人F氏)

なしです。

(丸山会長)

陳述にあたりましては、別途事務局から説明がありましたとおり、お願いいたします。それでは十分以内で陳述を行ってください。時間厳守でお願いします。

(陳述人・F氏)

来るとき女房から、私をどこか連れて行かないで自分な好きなところばかり行ってなんて何してくるんだなんて怒られちゃいましたが、私の区画整理事業についての意見は二つあります。

一つは鉄道高架側道についてです。鉄道高架側道は8メートルの道路を区画整理区域内に作る時、私はそれだけだもったいないからちょっと延長して、本町から西本町に、あと20～30メートル繋げれば、西本町と本町が直線的に繋がる、そういう位置にありますので、この鉄道高架側道を少し付加価値を高めて延長してみたいと。是非、お願いしたいというつもりであります。

二つ目は、一級河川八瀬川についてです。八瀬川は今下の方から、下流から上流に向かって本町の中心街を抜けて北に繋げようという、ちょうど本町に繋ぐという、その繋ぎ方が私から見ると非常にもったいないなあ、少し迂回をさせれば、方形に近いような市街地が2つも作れるんじゃないかということでして、その提案をいたしましたところ、そのよ

うな河川づくりはダメだということで相手にされませんでしたけれども、今八瀬川は1キロほど上流に放水路ができて、そのところから一級河川の蛇川の方に河川が繋がっております。雨が降ると、私は物好きなものですから、ちょっと車を飛ばしてその場所へ行ってみますと、八瀬川の上流から流れてきた水が下流の方にくるのを止めて、放水路に100パーセントいっちゃうんですね。一滴も水が市街地の方に流れなくて済むように、見事に効果を表しているんです。ですから、上流を見ますと渡良瀬川の放水口と下流の堰の効果で、一級河川八瀬川の水の管理は上手くいっていると思うんですね。ですから、八瀬川の河川変更を考えて頂いても十分心配がないと思います。そして、これから人口減少社会を迎えて、いい市街地がせっかくできるのに、川で使い物にならないというのがもったいないと思ひまして、これは検討してもらおうのがいいのかなと。そして今現在、太田の市街地の様子を見ますと、渋滞が非常に甚だしくなっています。金山がありまして、金山の西側に八瀬川がありまして、その西側に蛇川があり、その八瀬川と蛇川の周囲には大水田地帯が南北にあるわけです。そして金山には山城がありましてこれが市街地を活性化するための観光地になっていないものですから、ふもとに大光院というお寺があります。その大光院の前に門前町ができて、その門前町も本当に閑古鳥です。そして本町通りは、本町通りの一番最初の市街地は、江戸時代にできた例幣使街道、例幣使街道の市街地があそこにできたために、太田の街ができた。そしてその太田の街は現在、県道2号線が、これが渋滞が、ひどい渋滞で、そして、そのために商店街がほとんどダメになっていて、そういうことを考えると意見の最初に行った鉄道高架側道、これを市街地の中だけにしか作らないという、こんなもったいない、これを西本町と繋ぐことで一つのバイパスになるんです。2号線のバイパスにもなるんです。私はこのもう一つ南側の、区画整理で4メートルの一方通行の道路がありますけれども、この道路は最初の計画では10メートルにすると、市は言っていました。でも今は、価値が、今は人口がどんどん減って行って年寄りばかりがいる街並みなんで、そんなに広くする必要はないと思います。縮小しろと、6メートルにしろという案を、市の方に出してきました。その6メートルは、右折ラインが取れるかどうか、質問しましたところ、答えが出てきません。まあとっさに私が質問したものですから、市の方の区画整理課は答えがでなかったんでしょうけれども。私は本町と東武線とその間の高架側道の8メートルと、せめて6メートル以上の、8メートルに近い、二本の双方向の、一方通行ではないのを作る、それから、北側にも同じように、太田は現在一方通行の道路で、双方向の道路のいいのが、北側にもありません。そういうのを考えると、県と、市で今考えているんですけれども、この設計の貧困さというものが、私は県の指導というものがこれから必要じゃないかなと思います。市役所でですね、区画整理事業を計画しましたけれど、この設計図を誰が書いたか、東京のG社というHさんというコンサルタントが作って、それをそっくりそのまま使って、太田市は区画整理事業をやっているんですが、そしてその中の、Hさんが言っている中心市街地の、区画再開発計画案は、TMOで運営するとありますが、このTMOという法律は今はないんだろうと思います。非常に問題点が多い。太田市民からは一丁目からも反対もされ、栄町からも賛成が得られませんでした。私が住んでいる二丁目三丁目の勉強会からもTMOによる再開発は賛成が得られませんでした。その時私も、案が出されたときに、沼田市のグリーンビル、すぐ太田市に再開発をもってくると、TMOによる再開発は大変だと、沼田をすぐ現地を見に行きま

した。そしてその結果、どうも私は賛成できる状態ではなかったもので、市長さん、市議員さんたちに反対の、協力できませんと、TMOによる再開発に私が反対して、その後すぐに市長さんがお辞めになってしまいました。辞めたというのはその案を、その話がなくなっちゃんですから、進行しなかったわけですし、そのそういうことを関係しながら全然具体的に行政と話し合いをしたり意見を申し上げたりしているときに・・・。

(丸山会長)

そろそろまとめていただいて。

(陳述人・F氏)

ああそうですか。私は行政には区画整理は自分の力でまちづくりをしようとする発想、能力みたいなものがないように思います。そういうことを感じて、この2つの私の意見、そういうところから考えてほしいと思います。

(丸山会長)

以上で、Fさんの意見陳述を終了します。それでは、ただいまの口頭意見陳述に関しまして、ご質問があればお願いします。

(意見、質問なし)

(丸山会長)

それではこのへんでよろしいでしょうか。

以上で、Fさんの口頭意見陳述を終了します。Fさん、ありがとうございました。御退室をお願いします。

(陳述人・F氏)

話が聞きづらかったと思うんですが、ひとつ、御検討をよろしく願いいたします。失礼します。

(陳述人・F氏 退室)

(丸山会長)

続いて、本議案につきまして、事業者である太田市の意見および対応等を説明願います。事務局は太田市の担当者の入場をお願いいたします。

(太田市市街地整備課事業担当者 入場・着席)

(丸山会長)

それでは、太田駅周辺土地区画整理事業の事業計画の変更に対して出された意見書に対する意見および対応等を説明していただきます。まず最初に、所属とお名前をお聞かせ願

います。

(太田市市街地整備課・茂木課長)

太田市市街地整備課の茂木と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

(丸山会長)

陳述にあたりましては、別途事務局から説明がありましたとおり、お願ひいたします。時間が押しておりますので、十分以内で説明を行ってください。時間厳守でお願ひします。

(太田市市街地整備課・茂木課長)

それでは太田市としての見解を述べさせていただきます。太田都市計画事業・太田駅周辺土地区画整理事業の事業計画の変更に対する意見書につきまして、施行者として見解を述べさせていただきます。

本意見書に係る第5回事業計画の変更は、一級河川八瀬川の線形の変更と、八瀬川の線形変更に伴い、周辺等及び街区の配置・規模・形状を変更するものでございます。

意見書の要旨の一点目といたしまして、一級河川八瀬川の流域が、優良市街地の中を通り、非生産的であるとの御意見に対しましては、土地区画整理の施行者として、河川の線形を考える上でも、街区の土地区画に関しても検討しており、なるべく大きな街区にすることで、当該土地を有効に利用でき、この河川の線形であれば、画地の配置が可能であると判断しております。また地域の実情に即し、現道を活かす街区の配置を意識しており、建物の移転をできるだけ抑え、移転補償費等の事業費削減を図るような計画となっております。意見書にありますような、河川を直角に曲げるということにつきましては、河川の安全上、住民の安全を確保できないという理由により非常に困難であると考えております。

意見書の要旨の二点目としまして、新設の高架側道が延長されて西本町道路に接続されると、高架側道の効率がすばらしく向上するとの意見に関しましては、太田市西本町地区は土地区画整理事業の区域外でございます。敢えて土地区画整理事業の施行者として申し述べさせていただきますが、御意見をいただいた箇所におきましては、東京電力の変電施設があり、当該施設を移転または補償するということは、変電所という施設の役割があるその補償費等を考えた際に非常に困難であると思われまふ。加えましてさらに、鉄道高架の橋脚があり、その橋脚と橋脚の間に河川や道路を計画することにつきましても、たいへん困難であると考えています。また、高架側道に関しましては、事業地区内中央を南北に縦貫する国道407号線を都市間幹線道路と、地区北側を東西に通る県道2号線、前橋館林線を都市内幹線道路と位置づけ、土地区画整理事業において整備を予定しております都市計画道路本町新井線を補助幹線道路と位置づけ、整備を進めております。既存の幹線道路に加え、本町新井線の開通及び高架側道の連携により、交通の利便性の向上や渋滞緩和に寄与すると考えております。なお現在、本町新井線の整備に鋭意、努めているところでございます。

続いて意見書の要旨の三点目として、効率のよい整備を期待するとの御意見に関しまして、これまでは全国的に土地区画整理事業は粛々と都市計画決定、当時の計画にあわせて

進められて参りました。しかしながら、昨今の土地区画整理事業を取り巻く環境は大きく変化しており、地価の下落傾向が続く中、太田駅周辺土地区画整理事業についても、事業の長期化等のさまざまな問題が懸念され、柔軟な対応が求められています。そうした中で国が提唱する「やわらかい区画整理」や群馬県が策定しました「群馬土地区画整理事業見直しガイドライン」を活用し、地域の現状を踏まえ、現状を活かした形での土地区画整理事業の見直しを図り、地元とよく相談し、事業の早期完了を目指し、進めているところでございます。

意見書の要旨の四点目といたしまして、太田市市街地整備課の指導的計画が強く、国・群馬県の主張が弱かった旨の御意見に関しましては、今回の事業計画の策定にあたりまして、事前相談の段階から群馬県太田土木事務所の関係部署等々と一級河川八瀬川の線形変更について十分協議を行って参りました。協議に際しましては、太田市の主張が強く、群馬県の主張が弱かったということではなく、太田市は土地区画整理事業の施行者として、土地の有効利用を図れることを考え、群馬県は河川管理者として住民の安全を確保することを考え、計画を策定したものであり、当計画は双方が納得した上で、最良の選択を行い決定したものでございます。今後も事業地区内における群馬県の一級河川八瀬川の河川改修事業と協力し、安心・安全な魅力ある市街地の整備のため、土地区画整理事業の推進に努めて参ります所存でございます。

以上で太田市土地区画整理事業施行者としての見解を述べさせて頂きました。どうぞよろしくお願いたします。

(丸山会長)

以上で、太田市の説明を終了します。

それでは、ただいまの説明に関しまして、ご質問があればお願いします。

(意見、質問なし)

(丸山会長)

それではこのへんでよろしいでしょうか。

以上で、太田市の担当者の説明を終了します。ありがとうございました。御退室をお願いします。

(太田市市街地整備課担当者 退室)

(丸山会長)

これから審議に移ります。ただ今の口頭意見陳述人並びに市当局の説明をもとに、本議案の御審議をお願いいたします。

(「特になし」の声あり)

(丸山会長)



それでは、裁決に移ります。番号3の意見書については、意見書の内容を採用して不採用として採択しないことでいいですか。

(「はい」の声多数あり)

(丸山会長)

この意見書については採択しないことと決定致します。よって第2号議案につきましては不採択とさせていただきます。

ここで事務局は意見書および施行者の見解書の回収をお願いいたします。

(事務局は委員から意見書を回収)

(丸山会長)

さて、ここから審議を公開といたします。事務局は傍聴者等を入場させてください。

(傍聴人・報道関係者・補助説明者入室)

(丸山会長)

ここで事務局から本日の傍聴者について御報告願います。

(富沢次長)

本日の傍聴者でございますが、一般の傍聴者が2名、報道関係者が1名でございます。

(丸山会長)

傍聴者の皆様には、先程事務局からお配りいたしました「傍聴要領」をよく読み、遵守して下さい。なお「傍聴要領」に反する行為をした場合には、退場していただきます。

報道関係の方につきましては、ただ今より写真撮影などを許可いたします。

(しばらく様子を見る)

(丸山会長)

それでは写真撮影などを終了してください。

第3号議案「安中都市計画道路の変更について」を上程いたします。事務局から説明を求めます。

(大塚次長)

私、都市計画課次長の太田と申します。どうぞよろしくお願いたします。

それでは第3号議案、「安中都市計画道路(3・6・10号南北中央幹線ほか2路線)の変更について」を御説明いたします。説明はお手元の資料とこちらのスクリーンで行わせていただきます。説明の都合上、お手元の添付図面の順番が変わっておりますので、主

にはスクリーンの方を見ていただければと思います。

それでは添付図面の図5、またはスクリーンを御覧ください。都市計画道路3・6・10号南北中央幹線ほか2路線の変更について御説明いたします。南北中央幹線は県央地域と西毛地域を結ぶ重要な主要幹線道路であります西毛広域幹線道路の一部を構成する約8,530メートルの幹線道路でございます。添付図面の図6、またはスクリーンを御覧ください。変更内容について説明いたします。変更前のものをオレンジ色、変更後を赤色で示してあります。なお変更しない区間については青色で示してあります。

はじめに南北中央幹線の変更内容について説明します。南北中央幹線と秋間幹線、扇城下秋間線の交差点から九十九川までの区間につきまして、現在片側歩道であるものを両側歩道にすることで、スポーツセンターを利用する歩行者の安全性と利便性を確保するために道路の幅員を変更するものです。また詳細設計の実施に伴いまして、道路整備の見直しをしております。

それでは添付図面の図9、またはスクリーンを御覧ください。道路幅員の変更内容について説明します。一般部および交差点部ともに片側歩道部分を両側歩道にするために、一般部につきましてはこちらの赤色で示してあります10.5から13.0メートル、交差点部につきましては13.5メートルを16.0メートルに拡幅するものでございます。

添付図面の図6、またはスクリーンを御覧ください。南北中央幹線の変更に伴うその他の点の変更について御説明いたします。南北中央幹線と交差します、秋間幹線と扇城下秋間線の2路線につきましては、詳細設計の実施に伴い交差点の位置、それから道路の幅員の変更、道路線形の若干の見直しをしております。

まず秋間幹線の交差点位置の変更に伴い、該当区間の線形が変更となります。それから、扇城下秋間線につきましては、交差点の位置と線形、それから道路の幅員の変更がございました。

続いてスクリーンを御覧ください。扇城下秋間線の幅員変更について御説明いたします。今回につきましては市街地ということもありますので、南北中央幹線を含め道路構造令で定める地方部の基準により計画していることから、扇城下秋間線につきましては、南北中央幹線との交差点から県道の安中榛名湖線、さきほどの図面にもありますけれども、その区間につきまして道路の幅員を変更させていただきます。道路幅員の変更内容については、道路構造令の基準に基づきまして、車道の幅員を3.25メートル、路肩を0.75メートルに変更するものであります。その結果、一般部におきましては13メートル、交差点部においては16メートルということになります。

添付図面の図7、またはスクリーンを御覧ください。続きまして九十九川左岸から県道一本木平小井土安中線の交差点まで、いわゆる市役所の前後ということになりますけれども、これについてです。南北中央幹線の国道18号の交差点から県道一本木平小井土安中線の交差点につきましては、先ほどとは逆に市街地となりますので、道路構造令に定める都市部ということになりますので、その基準に基づきまして道路幅員を変更するものです。また南北中央幹線につきましては、中央幹線でございます国道18号及び県道一本木平小井土安中線の交差点部につきましては、安全な交通環境の確保、渋滞緩和ということを目的といたしまして、ここにつきましては右折車線を設けさせていただきよう変更させていただきたいと考えます。

それでは添付図面の図10、またはスクリーンを御覧ください。道路幅員の変更内容について御説明いたします。道路構造令に定めます基準によりまして、車道を3メートル、路肩を0.5メートルに変更するものでございます。歩道部につきましては道路構造令で定める自転車歩行者道の幅員といたしまして3.5メートルに変更いたします。その結果一般部につきましては13メートルから17メートル、交差点部につきましては右折車線を含めまして17メートルということで変更させていただきます。

添付図面の図11、またはスクリーンを御覧ください。南北中央幹線につきましては公述人の申し出、および計画縦覧に基づきます意見書の提出はございませんでした。

以上で第3号議案の説明を終わりにいたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

(丸山会長)

それでは、ただいま説明のありました本議案に関しまして、ご意見、ご質問があればお願いします。

(「なし」の声あり)

(丸山会長)

それでは御意見もないようですので、本案について、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

(丸山会長)

御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定いたします。

続いて第4号議案「高崎都市計画道路の変更について」を上程いたします。事務局から説明を求めます。

(大塚次長)

それでは、第4号議案「高崎都市計画道路(3・3・7号前橋長瀬線他1路線)の変更」について説明させていただきます。

添付図面の図12、またはスクリーンを御覧ください。都市計画道路3・3・7号前橋長瀬線と、3・4・24号高崎玉村線について説明いたします。都市計画道路前橋長瀬線につきましては、こちらの一級河川烏川の左岸を起点といたしまして、東毛広域幹線道路と交差し、関越自動車道高崎ジャンクション付近を通り、前橋市街地に至る4,490メートルの都市計画道路です。一方都市計画道路高崎玉村線につきましては、高崎駅西口を起点といたしまして、国道17号、前橋長瀬線と交差し、玉村町境に至る9,320メートルの主要幹線でございます。今回の変更につきましては、こちらの赤くお示しいたしました、前橋長瀬線の起点付近と高崎玉村線の交差点付近の箇所におきましてとなります。青で描かれた区間においては計画を変更しない区間です。

添付図面の図13計画図、またはスクリーンを御覧ください。今回変更する内容につきましては、住宅地の交通安全、円滑な交通の確保とあわせて、前橋長瀬線につきましては、柳瀬橋の設計変更に伴う道路幅員の変更及び市道との交差点部分への右折レーンの設置による道路幅員の変更で190メートル、それから高崎玉村線につきましては周辺住宅地への通行を確保するための側道を設置するための道路幅員の変更で、延長が72メートルというのが今回の対象区間となります。

添付図面の図14、またはスクリーンを御覧ください。先ほど説明いたしました前橋長瀬線につきましては、AA'断面が先ほどの橋梁部になりますが、幅員の変更、それから市道交差点部分における右折レーンの設置、それが変更内容となります。BB'断面につきましては、決定済み道路幅員についてはこちらは変更ありません。高崎玉村線につきましてはCC'断面におきまして周辺の住宅地へのアクセスを確保するための側道を変更するための変更ということになります。

こちらの図面を御覧ください。道路の形状を詳しく説明するための図面ということです。こちらのスクリーンを御覧ください。先ほど説明いたしました前橋長瀬線の橋梁部分のAA'断面と称しました部分をこちらの拡大図で説明します。変更前の幅員につきましては25.25メートルですが、これを橋梁部でございますので、今回検討の結果、現況の交通を確保しながらの施行となることとか将来の維持管理を考慮いたしまして、上下分離式の構造とするため、道路幅員を30メートルとすることを考えております。

次のスクリーンを御覧ください。こちらは交差点部の変更がないという部分の横断図です。27.5メートルで変更はありません。

次のスクリーンを御覧ください。こちらは高崎玉村線のCC'断面を拡大図にて示してあります。こちらの高崎玉村線につきましては、周辺地盤との高低差が生じるものですから、周辺住宅地への通行を確保するため、下にあります側道を設置するというので、幅員の変更が計画されています。変更後につきましては25.0メートルということになります。

添付図面の図15、またはスクリーンを御覧ください。こちらにつきましても公述の申し出及び計画書縦覧による意見書の提出はございませんでした。

以上で第4号議案の説明を終わりにいたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

(丸山会長)

それでは、ただいま説明のありました本議案に関しまして、ご意見、ご質問があればお願いします。

(「なし」の声あり)

(丸山会長)

それでは御意見もないようですので、本案について、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

(丸山会長)

御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定いたします。

続いて第5号議案「前橋都市計画道路の変更について」、第6号議案「吉岡都市計画道路の変更について」を一括上程いたします。事務局から説明を求めます。

(大塚次長)

それでは、第5号議案「前橋都市計画道路(3・4・22号大友町西通線)の変更について」、及び第6号議案「吉岡都市計画道路(3・3・2号大久保上野田線)の変更について」、関連がありますので、一括で説明します。

お手元の議案書7ページとあわせて、添付図面の図16、またはスクリーンを御覧ください。

前橋都市計画道路大友町西通線と吉岡都市計画道路大久保上野田線は、主要地方道前橋伊香保線(吉岡バイパス)を構成する主要な幹線道路です。第5号議案につきましては前橋の都市計画区域、第6号議案につきましては吉岡都市計画区域となっております。そのうち今回変更する区間につきましては、大友町西通線とJR群馬総社駅を結ぶ前橋が都市計画をする前橋都市計画道路3・4・118号、群馬総社駅西口線と接続する交差点部分におきまして、右折レーンを整備するための区間であり、前橋都市計画部分が77メートル、吉岡都市計画区域部分が5メートルという区間になります。

それでは添付図面の図17、またはスクリーンを御覧ください。はじめ前橋都市計画道路大友町西通線について計画図により内容を説明いたします。変更前をオレンジ、変更後を赤で示してあります。変更しない部分については青色で示してあります。

続きまして添付図面の図18、またはスクリーンを御覧ください。今回の変更は道路幅員の変更となります。本変更区間は既に都市計画決定されて整備を行ったところですが、新規に、先ほど説明した群馬総社駅西口線が接続する交差点部分におきまして、下にあります右折レーンを今回設置することになりますので、幅員を20メートルから23メートルに変更させていただくものです。

それではスクリーンを御覧ください。本計画区間の交差点計画図ということでこれも同じく変更部分を赤色で示してあります。オレンジのところが従来の部分です。

続きまして添付図面の図19、またはスクリーンを御覧ください。こちらにつきましても公述の申し出及び計画書縦覧による意見書の提出はございませんでした。第5号議案の説明は以上です。

続きまして第6号議案吉岡都市計画道路大久保上野田線の変更について説明します。添付図面の図22、またはスクリーンを御覧ください。先ほど5メートル区間ということで吉岡都市計画区域も若干のところがありますのでその説明でございます。本計画区間につきましても大友町西通線と同様に右折レーンを設置するというところでございますので、下の23メートルに変更ということでもあります。上の方が2.5メートルから3メートルと書いてありますが、これはさらに北側の交差点についても含んでおりますので若干違いがございます。

スクリーンを御覧ください。これも先ほどの詳細図でございます。吉岡町につきましては短い5メートルの区間でございますので、既に向こう側に交差点がございますので、右折レーンの幅員から正規の3メートルを取るという形に変更します。

続きまして添付図面の図23、またはスクリーンを御覧ください。こちらにつきましては公述人の申し出及び計画書縦覧による意見書の提出はございませんでした。

以上で第5号議案、第6号議案の説明を終わりにします。よろしく御審議のほどお願いいたします。

(丸山会長)

それでは、ただいま説明のありました本議案に関しまして、ご意見、ご質問があればお願いします。

(小林委員)

共同溝とかは入ってるんですか。

(大塚次長)

ここは入ってないです。

(小林委員)

入ってないんですね。

(丸山会長)

それでは、本案について、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

(丸山会長)

御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定いたします。

続いて第7号議案「高崎市都市計画地域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を上程いたします。なお本議案については、建築基準法第五十一条ただし書きにより、当審議会において「その敷地の位置が都市計画上支障なしと認めて許可」するか否かを審議します。

事務局から説明を求めます。

(建築課・木村次長)

建築課次長、木村と申します。よろしくお願いいたします。

それでは第7号議案、「高崎市都市計画地域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を御説明させていただきますが、会長の方からもありましたが、制度の概要について簡単に説明させていただきます。

お手元の参考資料を配布してございます。7ページに、今回の議案について説明させて

いただいています。都市計画区域内の廃棄物施設につきましては、建築基準法第五十一条で建築が制限されておりますが、都市計画審議会の審議を経て、と書いてあります。裏のページに、建築基準法等の関連法令の抜粋が記載されています。その中程に、産業廃棄物法施行令の抜粋を記載してございます。この条文に該当する施設が、産業廃棄物処理施設としての許可対象となっております。このうちの七に廃プラスチック類の破碎施設、八の二に木くず類およびがれき類の、一日あたりの処理能力が記載されています。5トンを超えるものが許可対象ということで記載されてございますけれども、これは通常の地域の許可量でございまして、今回はこのあと述べますけれども、工業専用地域という地域になっております。工業専用地域につきましては表のページに戻っていただきまして、中程に建築基準法施行令第一三〇条の二の三第3号チおよびヌによりまして、プラスチック類は6トン、がれき類は100トンというふうに、それぞれ処理能力が引き上げられております。今回の施設におきましては、それぞれ引き上げ後の能力を超える施設であることから、特定行政庁であります高崎市から、今回付議されたものであります。

それでは説明をさせていただきます。付議書の11ページから御覧になっていただきますが、高崎市長から付議されたものになっております。その裏、12ページに施設の概要等が記載されております。名称につきましては、清水インダストリー中尾工場、用途地域は先ほど説明いたしましたとおり工業専用地域、申請者は群馬県高崎市金古町1804番5、株式会社清水インダストリー代表取締役清水秀美、所在地につきましては高崎市中尾町字鳥羽で以下に記載されているとおり、敷地面積につきましては2718.47平方メートル、主な施設及び処理能力につきましては記載のとおりでございます。

今回はそこに記載してございますそれぞれ廃プラスチック、木くずが許可の基準を超えておりますので、本審議会に付議されているものでございます。

それでは詳細につきましては、許可権者でございます高崎市の建築指導課長でございます齋藤課長から説明させていただきます。

(高崎市建築指導課・齋藤課長)

高崎市建築指導課の齋藤と申します。よろしくお願いたします。

第7号議案につきまして引き続き御説明させていただきます。申請者の株式会社清水インダストリーは、平成2年7月に有限会社として創業し、平成12年8月の株式会社化を経て、現在では土木工事業、運輸業、建物解体業、産業廃棄物の収集・運搬・処分・再生業等を行っております。申請者は現在、建設工事等から発生する木くずを、高崎市宮沢町の施設で処理するとともに、移動式破碎機により工事現場での処理もしております。今回の計画では新たに土地を取得し、建設現場で発生する廃プラスチックやがれき類等の木くず以外の廃棄物を破碎処理する施設を設置し、破碎リサイクル利用をさらに推し進めていくものとなっております。

それではまず、スクリーン又は図の24を御覧ください。都市計画図において申請地の位置を示しており、中央のやや左側に申請地、図示された赤い部分が今回の申請地でございます。申請地は、高崎都市計画区域内で前橋寄りのJR新前橋駅から、西に直線で1キロメートル離れた工業専用地域に位置しております。また申請地から最も近い学校は、前橋市の元総社小学校、および前橋市立元総社南小学校であり、それぞれ申請地から直線で

1キロメートルの距離になっております。

次に搬入・搬出路は、矢印のとおり、国道17号、関越自動車道、県道前橋安中富岡線、県道前橋高崎線が、主な道路となっております。なお申請地南側の国道17号と交差している中尾町鳥羽交差点で、通学路と交差している箇所がございますが、国道17号の両側を渡る歩道は地下道となっており、学童や歩行者などの安全は確保されております。

次のスクリーン又は図の25を御覧ください。申請地から300メートルの範囲の現況を示しております。赤で示したのが今回の申請地で、周囲の水色部分が工業専用地域でございます。黄色で示したものが住宅、青で示したものが工場です。もっとも近い住宅までの距離は西に約60メートルでございます。なお平成25年10月に、その住宅が属している前橋市鳥羽町自治会の全戸に対して今回の施設計画に関する説明資料を回覧板により配布しておりますが、特に反対意見は出ておりません。

次のスクリーン又は図26を御覧ください。こちらは申請敷地の利用計画を示したものです。図面の左が北になっております。赤点線で示したのが敷地境界線でございます。黄色で塗られた部分が建築物でございます。今回の計画では、申請建築物内に産業廃棄物処理施設を設置するものとなっております。緑色で塗られた部分は緑地帯を示しており、幅は隣地境界線に沿って約2メートル、面積が約190平方メートルで、敷地面積に占める割合は約7パーセントとなっております。雨水については図面右手の南側の道路手前に黒で塗られた浸透式側溝に向かって排水勾配が設けられており、敷地内で処理する設計となっております。なお、処理工程に係る排水はいっさいございません。また接道については幅が5.9メートル以上ある高崎市道となっており、敷地周辺における搬出入車両の出入りに必要な幅員は確保しております。

次のスクリーン又は図27を御覧ください。こちらの敷地内の内側に位置する建築物の平面図でございます。この平面図では建築物内部における廃棄物処理施設の位置関係と処理導線が示されており、赤色の導線が処理前の廃棄物の流れ、青色の導線が処理後の廃棄物の流れを示しております。こちらの建物の中では木くずとがれき類の破碎を行います。まず木くず破碎ラインについてですが、図面左手の建物北側から受け入れ、破碎機に投入した処理後のものを磁選機でしっかり選別し、これによって磁石により鉄くず等の異物を取り除いた上で、チップ状態で一時保管され、製紙原料や燃料として再利用される場所へと搬出される流れとなります。

次にがれき類破碎ラインについては、図面右手の建物南側から受け入れ、破碎機での処理を再生骨材の状態ですべて一時保管され、再利用される場所へと搬出される流れとなります。

次のスクリーン又は図28を御覧ください。こちらも建築物内における廃棄物処理施設の位置関係と流れを示したもので、敷地内の東側に位置する建物の平面図でございます。こちらの建物内では、廃プラスチック類と廃石膏ボードの破碎処理、繊維くず等の圧縮梱包処理、廃発泡スチロールの熔融固化処理を行います。まずこちらの建物で処理する廃棄物については、図面右手の建物西側から受け入れた廃棄物を、選別ヤードに保管後、品目事に選別します。その後は、まず廃プラスチック類については、破碎機へ投入した処理後のものを専用コンテナに一時保管の後、セメント焼成燃料として再利用される場所へと搬出される流れとなっております。次に廃石膏ボードについては破碎分離器により、繊維くず等においては圧縮梱包機により、それぞれ処理後に専用コンテナに一時保管した後に、



セメント焼成燃料として再利用される場所へと搬出される流れになります。最後に廃発泡スチロールにあつては、熔融固化機により処理後のものを専用コンテナに保管後、合成樹脂再生燃料として再利用される場所へと搬出される流れとなります。

次のスクリーン又は図29を御覧ください。こちらが今回の廃棄物処理施設の設置手順の概要でございます。左上の廃棄物処理施設の事前協議につきましては、平成26年5月26日付けで事前協議が終了しております。また周辺住民への説明については、平成25年9月と10月に中尾町および鳥羽町の町内会に対しては自治会長及び区長を介し施設計画を示しており、その際には特別な意見は出ておりませんでした。また、今回の五十一条許可等の手続きが終了した後は公害防止協定の締結、施設見学のカ開催等も予定しているところデス。

なお町内会に説明した時点では、約1年半の期間が経過し、施設の着工までの手続きが長期化していることから昨日の6月16日に、前橋市鳥羽町東部自治会の会長から事業者に対し、計画の進捗状況の確認が求められましたが、以前に示してあるもので計画に変更がないことを確認し、理解を得られているところデス。また今後は手続き過程等をまめに町内会に説明し、改めて説明会を開催する等適切な配慮をすることを事業者から聴取しているところデス。今後の手続きとしては、廃棄物法に基づく施設の設置許可、建築基準法第五十一条の許可等の関係法令の手続きを経て、10月頃着工し、平成28年3月頃から施設の運営が開始される予定となっております。

スクリーンによる説明は以上ですが、補足説明をさせていただきます。

高崎市では、産業廃棄物処理施設の設置に係る建築基準法第五十一条ただし書き許可審査基準を定めており、位置の妥当性、搬出入路の妥当性、施設計画の妥当性及び環境公害基準の妥当性の4つの基準を定めております。そこで今回の施設計画を同基準にそつて確認しますと、まず計画地については工業専用地域で学校・病院・公園等から100メートル以上離れた場所であること等で妥当な位置で施設が計画されていること、また計画し基地に設置している道路幅員は5.9メートルあり、国道17号から至近の距離にあり、搬出入路として適当な経路が確保されていること、次に、廃棄物の廃棄等に係る破碎スペースは建屋内に確保されており、搬入排出車両の出入りに十分なスペースが敷地内に確保されていること、最後に騒音・振動・臭気・大気汚染・水質汚濁等については生活環境影響調査書から規制内の計画であることなど、許可審査基準に適合している計画であることから、本施設の敷地位置が都市計画上支障がないものと考えられるために、本審議会に付議したものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

(建築課・木村次長)

それでは説明は以上でございます。御審議をお願いいたします。

(丸山会長)

それでは、ただいま説明のありました本議案に関しまして、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

(井下委員)

昨日ですか、前橋市鳥羽町の自治会長のほうと協定書の確認をしたということなんですか。けども。

(高崎市建築指導課・齋藤課長)

先週の木曜日あたりからですね、施設の関係で、多分建設工事の事前調査とかで建設予定の業者さんが施設予定地に入りましたということで、それまで1年半なにもなかったとか休止しているような状態の中で動きが出ましたので、それでどうなるかということで、市の方に、県の方にも相談がありまして、それは1年半くらいが自治会さん等とやりとりとか説明をしていなかったものですから、急遽といいますか、説明の会を、関係者さんと会える時期を探っていただいて、昨日やっと自治会長さん、それから前自治会長さん、副会長さんに説明ができて、計画は25年度に説明しましたものと全く変わっていないということで、今後はもうちょっと密に事務局も説明しますよと、折り合いがついたということで。

(井下委員)

そうすれば鳥羽町の55軒の方はすべてわかったということで、皆さん納得したということよろしいですね。

(高崎市建築指導課・齋藤課長)

代表者との会合だったということで、それから55軒の方にどのように周知されるかということはいずれかなと思うのですが。

(井下委員)

これから何かが出てくるということはあるんですか。

(高崎市建築指導課・齋藤課長)

まだわからないんですけども……。ただ施設の計画はまったく当初の25年度と変わっていませんので、それが確認できれば一つ安心が得られたのかなというところです。

(大手委員)

今ちょっと関連をさせていただくんですけども、1年半の期間があつて、こういった形で取り上げられているということで、急遽今動きが出たことで自治会長さん等に説明したという内容だと思うんですけども、今後について他の自治会、工業施設は100メートル離れている、自治会でも住宅まで60メートルということで、案件が来ているのは高崎市ですが、前橋市の方もいるということで、その辺についても今後また意見等を踏まえて調整をしていただくということでもありますけれども、計画については今回変わらないということで納得いただいたということですが、今後については十分に審議していただいて、基本的に産廃というものですから、周りの人たちの不安も大きいと思うんですよ。それについても業者さんと地域の方々と、今回の自治会長、前回の自治会長お二人との相談とい

うことで、地域の方々には、1年前そのままということですから、その辺もよく念頭に置きながらしていただきたいかなと思っています。

もう一点いいですか。木くず等いろいろあるんですが、これは県内のもの、高崎市とか。県外から持ち込むということは、高崎市では聞いているんですか。

(高崎市産業廃棄物課・松田課長)

高崎市産業廃棄物課長の松田と申します。基本的には群馬県内の業者さんにおきましては、県内の産業廃棄物に限るという規則はありませんので、業者さんによっては高崎市内、前橋市内から持ってくることもありますし、県内のもの県外のものあわせて処分するという可能性はございます。

(大手委員)

他の地域からも、トン数は限られているということですからそれ以上のことはできないと思うんですけども、事業が28年から始まるということですけども、定期的に自治会の方々が視察にいたりとか、そんな話になっているんですよね。

(高崎市産業廃棄物課・松田課長)

そんな話を業者さんと自治会長さんで話をしております、今スクリーンに映っている中程のところにも書いてありますけども、地元の方から許可関係のものは全て終わって工事が始まる段になりましたら改めて説明会を開催して地元と協定を結んでいただきたい。その時にも地元が要望するものがあれば、見学会とか業者の方としてはお話があればやらせていただきますよと回答しているということを受けております。

(大手委員)

しっかりした対応をしていただかないと、ものがものなものですから、そういったことで対応していただければと思います。

(丸山会長)

他に何かございますか。

(井田委員)

ちょっとお伺いしますけども、自治会長さんのお話の中で、前回も自治会と協定書を結んでらっしゃるという話があったのですが、前回の事業者さんというのは何をやられていた方なんですか。

(高崎市建築指導課・齋藤課長)

ほとんど同じような。そちらが破綻されて、居抜きで取得されたという形です。

(井田委員)

わかりました。ありがとうございます。

(井下委員)

高崎市の許可なんですけども、まるっきり前橋市と同じだよね。前橋市ののこぎりの歯と同じなんで、やっぱり高崎市の方ももちろんだけど、前橋市への地元説明をしっかりと。許可をもらったから独断でできるのではなく、地元説明、自治会長さんだけが納得を下からそれでいいというわけではなくて、うちの方もいろいろ問題がありますけれども、区長さんが独断でいいと言ったら、あとで地区住民が怒り出したというのではなく、そういうことがないような説明をしっかりとやってほしいですね。よろしくをお願いします。

(丸山会長)

そろそろいいですかね。本議案について、「都市計画上の支障なし」ということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

(丸山会長)

それではこの第7号議案については、「その敷地の位置が都市計画上支障なしと認めて許可」することといたします。先ほど出た御意見なりはきちんとお願ひします。

以上で、本日の審議は終了致しました。

(丸山会長)

傍聴人及び報道関係者におかれましては、事務局の指示に従って、退場してください。静粛な傍聴に御協力いただきまして、ありがとうございました。

(傍聴人・報道関係者退室)

(丸山会長)

では最後に「3 その他」ですが、事務局から、何かありますか。

(中島課長)

次回、第175回審議会の開催についてですが、通例によりますと平成27年第3回前期定例県議会後、具体的には10月頃の開催でございます。

具体的には、会長に御相談して期日を決定させていただきたいと思ひます。

(丸山会長)

委員の皆様いかがでしょうか。

(特になし)

(丸山会長)

それでは、特に御異議もないようですので、そのようにしたいと存じます。

委員の皆様には、熱心な御審議をいただきまして誠に有り難うございました。

次回の開催期日については、会長に一任していただき、後日、通知いたしますので御了承願います。

これをもちまして閉会と致します。ありがとうございました。

(閉会：12:00)

(議事録署名人)

-----

-----

-----